

改正 平成21年3月31日条例第15号 平成28年12月22日条例第100号  
〔北海道条例の整備に関する条例第68条による改正〕 〔第1次改正〕  
平成30年12月25日条例第60号  
〔第2次改正〕

北海道医師養成確保修学資金等貸付条例をここに公布する。

北海道医師養成確保修学資金貸付条例

〔北海道医師養成確保修学資金等貸付条例〕を題名改正〔平成28年条例100号〕

（目的）

第1条 この条例は、将来医師として道内の医師が不足する地域に所在する公的医療機関等（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関その他の医療機関をいう。次条において同じ。）に勤務しようとする者に対し、その修学に必要な資金を貸し付けることにより、地域医療を担う医師の養成及び確保を図り、もって道内における医療の提供体制の充実に資することを目的とする。

一部改正〔平成28年条例100号〕

（貸付けの対象）

第2条 道は、道内の大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）の医学部に在学中の地域枠学生（卒業した後医師として道内の医療機関に9年以上勤務し、かつ、当該勤務期間のうち5年以上指定公的医療機関等（道内の医師が不足する地域に所在する公的医療機関等として知事が指定したものをいう。第7条第1項及び第8条第2号において同じ。）に勤務することを誓約した学生であって、知事が定めるものをいう。）に対し、大学における修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸し付ける。

全部改正〔平成28年条例100号〕

（貸付けの条件）

第3条 修学資金の貸付期間は、6年以内とする。

2 修学資金の貸付金額は、大学の入学料及び授業料に相当する額並びに月額12万円とする。

3 修学資金は、無利子とする。

全部改正〔平成28年条例100号〕

（貸付けの申請）

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、2人の連帯保証人を立て、規則で定めるところにより、知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、貸付けの適否及び貸付期間を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成28年条例100号〕

（連帯保証人）

第5条 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は、その者の法定代理人でなければならない。

3 連帯保証人が欠けたとき又は破産手続開始の決定その他の事情によりその適性を失ったときは、新たな連帯保証人を立て、知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成28年条例100号〕

（貸付けの決定の取消し等）

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けの決定を取り消さなければならない。

（1）修学資金の貸付けを受けた者が、次のア又はイのいずれかに該当するとき。

ア 退学したとき。

イ 疾病その他の理由により修学が困難であると認められるとき。

(2) 修学資金の貸付けを受けた者が、当該貸付けを受けることを辞退したとき。

(3) その他修学資金の貸付けを受けた者について当該貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの分（授業料に相当する額の分にあつては、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの月数を12で除して得た数を授業料の年額に乗じて得た額の分）の修学資金（入学料に相当する額の分を除く。以下この項において同じ。）の貸付けを停止するものとする。この場合において、これらの月の分（授業料に相当する額の分にあつては、当該月数に相当する分）として既に貸し付けられた修学資金があるときは、当該修学資金は、当該貸付けを受けた者が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸し付けられたものとみなす。

3 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が留年（進級又は卒業に必要な単位を修得できず、同じ学年にとどまることをいう。以下この条において同じ。）をしたときは、当該留年の期間の分の修学資金の貸付けを停止するものとする。

4 知事は、前2項の規定により修学資金の貸付けを停止した場合（当該貸付けを受けた者が疾病その他やむを得ない理由により休学し、又は留年をしたことによる場合に限る。）において必要があると認めるときは、第3条第1項に定める貸付期間にかかわらず、第4条第2項の規定により決定した貸付期間を延長することができる。

一部改正〔平成28年条例100号〕

（返還の債務の当然免除）

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸し付けた修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

(1) 修学資金の貸付けを受けた者が、大学を卒業した日から1年（疾病その他やむを得ない理由があるときは、知事が認める期間を加えた期間。次条第2号アにおいて同じ。）を経過する日の属する月の末日までに医師国家試験に合格し、当該医師国家試験に合格した日の属する月の翌月から道内で臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修をいう。以下この号及び次条第2号イからオまでにおいて同じ。）を受け、かつ、当該臨床研修を修了した日の属する月の翌月から医師として指定公的医療機関等に引き続き勤務した場合において、その引き続き勤務期間が2年に達し、かつ、当該勤務期間が2年に達した日の属する月の翌月の初日から同日から起算して5年を経過する日までの間、医師として道内の医療機関に勤務し、かつ、当該勤務期間のうち3年以上指定公的医療機関等に勤務したとき。

(2) 修学資金の貸付けを受けた者が、前号に規定する医師として指定公的医療機関等その他の道内の医療機関に勤務している期間（次項及び第3項において「道内医療機関勤務期間」という。）中に、当該業務上の事由により死亡したとき又は当該業務に起因する心身の故障のため当該業務の継続が困難であると認められるとき。

2 修学資金の貸付けを受けた者が、道内医療機関勤務期間中において、疾病その他やむを得ない理由により知事の承認を受けて当該勤務を中断したときは、当該中断の前の勤務期間と当該中断の後の勤務期間とを通じ、引き続き勤務したものとみなす。

3 道内医療機関勤務期間を計算する場合においては、月数によるものとし、その計算に必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成28年条例100号・30年60号〕

（返還）

第8条 修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日まで（第10条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間満了後1月以内）に、貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。

(1) 第6条第1項の規定により貸付けの決定が取り消されたとき。

(2) 修学資金の貸付けを受けた者が、次のアからクまでのいずれかに該当するとき（前条第1項第2号に該当するときを除く。）。

- ア 大学を卒業した日から1年を経過する日の属する月の末日までに医師国家試験に合格しなかったとき。
- イ 医師国家試験に合格した日の属する月の翌月から道内で臨床研修を受けなかったとき。
- ウ 医師国家試験に合格した日の属する月の翌月から道内で臨床研修を受けた場合において、当該臨床研修を中止したとき。
- エ 道内で臨床研修を修了した日の属する月の翌月から医師として指定公的医療機関等に引き続き勤務しなかったとき。
- オ 道内で臨床研修を修了した日の属する月の翌月から医師として指定公的医療機関等に引き続き勤務した場合において、当該引き続き勤務期間が2年に達しなかったとき。
- カ 前条第1項第1号に規定する引き続き勤務期間が2年に達した日の属する月の翌月から医師として道内の医療機関に引き続き勤務しなかったとき。
- キ 前条第1項第1号に規定する引き続き勤務期間が2年に達した日の属する月の翌月から医師として道内の医療機関に引き続き勤務した場合において、当該引き続き勤務期間が5年に達しなかったとき。
- ク 前条第1項第1号に規定する引き続き勤務期間が2年に達した日の属する月の翌月から医師として道内の医療機関に引き続き勤務し、当該引き続き勤務期間が5年に達した場合において、当該5年のうち3年以上指定公的医療機関等に勤務しなかったとき。

一部改正〔平成28年条例100号〕

(違約金等)

- 第9条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が前条の規定に該当する場合は、当該貸付けをした日から貸付期間が満了した日（前条第1号の規定に該当するときは、当該貸付けの決定を取り消した日又は当該貸付けの決定の取消し前において貸付期間の満了の日とされていた日のいずれか早い日）までの期間（第6条第2項又は第3項の規定により貸付けを停止した期間を除く。）に応じ、貸し付けた額につき年10パーセントの割合で計算した違約金を徴収する。
- 2 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が修学資金を正当な理由なく返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。前項の違約金を納入すべき日までにこれを納入しなかったときも、同様とする。
- 3 知事は、特別の事情があると認めるときは、第1項の違約金又は前項の遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

一部改正〔平成28年条例100号〕

(返還の猶予)

- 第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間、貸し付けた修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。
- (1) 修学資金の貸付けを受けた者が、第6条第1項の規定により貸付けの決定が取り消された後も引き続き当該大学の医学部に在学しているとき その在学する期間
  - (2) 修学資金の貸付けを受けた者が、心身の故障、災害その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することが困難であると認められるとき その理由が継続する期間

一部改正〔平成28年条例100号〕

(返還の債務の減免)

- 第11条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。
- (1) 死亡したとき。
  - (2) 重度の心身障害その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

一部改正〔平成28年条例100号〕

(規則への委任)

- 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。  
一部改正〔平成28年条例100号・30年60号〕  
(当然免除等の期間の特例)
- 2 修学資金の貸付けを受けた者が第7条第1項第1号に規定する引き続き勤務期間が1年に達した日の属する月の翌月から医師として知事の定める医療に関する専門的な知識及び技能に関する研修を受けようとする場合には、同項及び第8条の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「2年」とあるのは「1年」と、「5年」とあるのは「6年」と、「3年以上」とあるのは「4年以上」とする。  
追加〔平成30年条例60号〕  
(検討)
- 3 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
追加〔平成21年条例15号〕、一部改正〔平成28年条例100号・30年60号〕  
附 則 (平成21年3月31日条例第15号抄)  
〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕
- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)  
附 則 (平成28年12月22日条例第100号)  
〔北海道医師養成確保修学資金等貸付条例の一部を改正する条例の附則〕  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に貸付けの決定を受けた者に係る修学資金等(この条例による改正前の北海道医師養成確保修学資金等貸付条例(以下「改正前の条例」という。)第3条第1項に規定する修学資金等をいう。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に貸付けの決定を受けた者に係る大学修学資金(改正前の条例第2条第1号に規定する大学修学資金をいう。)については、当該貸付けの決定を受けた者から申出があった場合は、修学資金(この条例による改正後の北海道医師養成確保修学資金貸付条例(以下「改正後の条例」という。)第2条に規定する修学資金をいう。)とみなして、改正後の条例の規定を適用する。  
附 則 (平成30年12月25日条例第60号)  
〔北海道医師養成確保修学資金貸付条例の一部を改正する条例の附則〕
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道医師養成確保修学資金貸付条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後に同項に規定する研修を受けようとする者から適用する。